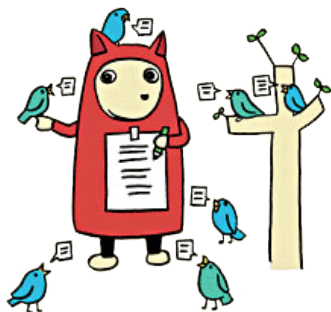


介護サービス相談員派遣等事業

利用者さまへのよりよいサービスの提供をお手伝いします



佐賀中部広域連合に登録している介護サービス相談員が、利用者さまの疑問や不安を受けつけ、事業者や行政に橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すものです。

事業の流れ

1 受入協力事業所として登録

- 登録いただいた事業所等を優先します。
- 受入協力事業所として佐賀中部広域連合のホームページにて公表します。

2 事業所や施設等を訪問

- 介護サービス相談員が、通常2人1組で年1～2回訪問します。

3 利用者等から話を聞く

- 介護サービス相談員が、利用者から話を聞きます。

4 事業所等と意見交換

- 利用者からの聞き取りをもとに、事業所等と介護サービス相談員と意見交換を行います。
- 必要に応じて広域連合より連絡させていただくこともあります。

介護サービス相談員とは

- 高齢者福祉に関する事項やコミュニケーション技法等の基本カリキュラムによる養成研修を受け、相談員として佐賀中部広域連合に登録しています。
- まず利用者から話を聞いたり、介護の状況を観察したりします。

『単なる行き違いや情報不足によるものか』

『個人の好き嫌いによる要望なのか』

『介護の質に関わるものなのか』『虐待などにあたるのか』 など

事実確認を経てみきわめます。事業所側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につながる提案をします。

- 事業所等と共にサービスの向上を目指すものであり、事業所等の評価はいたしません。





対象となる事業所

佐賀中部広域連合管内に所在地のある下記の事業所等

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設・介護医療院
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 住宅型及び介護付き有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等

※希望がある場合は上記以外のサービス事業所等にも対応いたします。



Q&A

個人情報が流出するのでは…

介護サービス相談員とその事務局(広域連合)は「利用者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない」と定められています。

相談内容によっては、問題解決を図るために、市町村、地域包括支援センター、医療機関等諸機関が利用者の情報を共有する必要が生じます。そのため、相談の開始にあたって介護サービス相談員の活動目的等とともに、問題解決を図るために必要な範囲で個人情報を関係機関に提供する場合があることを十分に利用者等に説明し、同意を得ることになります。

現在特に困っていることなどの具体的な相談はありませんが、受入協力事業所として登録し、事業を利用することはできますか？

受入協力事業所の登録及び事業をご利用いただくことはできます。

たとえ相談を受けなくても、利用者との何気ない会話や場面の観察を通じた介護サービス相談員の気づきから得た問題や改善すべき点等を、必要に応じて事業所等へ橋渡しをするのも介護サービス相談員の役割です。

介護サービス相談員に車いすを押してもらうことはできますか？

業務上、車椅子への移乗や食事の介助など「介護」にあたる行為は行うことができません。また、利用者同士のトラブルの仲裁や家族問題に関することへの介入も行うことはありません。

施設・事業所側のメリットはありますか？

サービスを提供する施設にとって、介護サービス相談員を通して利用者の日常の声を聴くことは、提供するサービスの改善点を探る重要な手がかりになり、サービスの質的な向上につながります。また、介護サービス相談員の訪問で、虐待の早期発見・防止につながったケースや施設と介護サービス相談員が一緒になって身体拘束廃止に取り組んだ結果、身体拘束“ゼロ”とした施設が全国的に多く出ています。

受入協力事業所と登録した場合、毎年更新の手続きが必要ですか？

必要ありません。登録いただいた後は、当該事業所より取り消しの申し出がない限り自動的に更新されます。

受入協力事業所への登録様式やその他詳細な取扱いについては、佐賀中部広域連合ホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商ビル5階

佐賀中部広域連合 給付課 指導係

TEL : 0952-40-1131

FAX : 0952-40-1165

